

札幌市 \_\_\_\_\_ 歩道橋ネーミングライツパートナー契約書（案）

札幌市(以下「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、甲の所有する横断歩道橋(以下「歩道橋」という。)に関し、ネーミングライツパートナー制度を導入するために、以下のとおり歩道橋ネーミングライツパートナー契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、民間の資金を活用して歩道橋の持続可能な維持管理を行うとともに、歩道橋を企業の地域貢献の場として活用することを目的とする。

(権利)

第2条 本契約に基づき、甲が乙に付与する権利は、次のとおりとする。

- 乙は、甲に提案し承認を得た名称を歩道橋の正式名称を含む愛称名として標示することができる。なお、愛称名として使用できるものは、「企業名」、「店舗名」及び「ロゴ(ロゴマーク)」とする。
- 乙は、本契約に基づくネーミングライツパートナーであることを、乙の管理する媒体(ホームページ、出版物等)で表示することができる。

(契約期間)

第3条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。

(対象歩道橋・愛称名・契約料)

第4条 本契約の対象歩道橋、所在、愛称は下表に記載したものとする。

対象歩道橋	所在
〇〇歩道橋	札幌市〇〇区〇〇
愛称	
〇〇〇〇 〇〇歩道橋	

- 本契約に基づき、乙は契約料として、前条に規定する期間中、月額金〇〇, 〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇円)を甲に支払う。ただし、1か月に満たない期間は1か月とみなし、日割り計算は行わないものとする。
- 乙は、前項に定める契約料を、甲が発行する納入通知書により、年度ごとに各年度分を一括して支払うものとし、契約年度においては甲が請求を行った日から30日以内に、翌年度以降においては4月30日までに納付するものとする。
- 乙の責に帰すべき事由により、第2項の規定による契約料の支払いが遅れた場合において、甲は未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息を定める件(昭和24年大蔵省告示第991号)において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

5 第3条に規定する期間中に消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等の税率に変動が生じた場合における第2項の消費税及び地方消費税の額については、当該変動後の税率に基づいて計算するものとする。この場合において、当該変動後の税率によって算定した額と既納の額との差額の支払い等の方法については、別に甲及び乙が協議して定める。

（愛称の標示）

第5条 乙は、歩道橋に愛称を標示する場合は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条及び札幌市私人の行う道路工事に関する規則（昭和26年規則第17号）第3条に定める申請を行い、その承認を得なければならない。愛称を標示する費用は、乙の負担とする。

2 乙が標示できる愛称のデザインは別図のとおりとし、詳細については甲乙協議の上、これを決定する。

3 乙は前項で定める愛称のデザインを基本とし、具体的な標示場所、サイズ、色彩等については、甲と協議の上で決定し、本契約後すみやかに甲に図面を提出するものとする。

4 前2項の協議結果と異なる愛称の標示であると甲が判断し、協議結果のとおりにより再標示することを求めた場合、乙は協議結果のとおりにより再標示しなければならない。再標示に係る費用は、乙の負担とする。

5 愛称の標示部分（フィルムシート等）の帰属及び維持管理の責任は乙とする。

6 乙は、愛称の標示部分について常に良好な維持管理に努めなければならない。

7 乙は、愛称の標示部分について第3条に定める契約期間において清掃その他維持補修（以下「維持補修等」という。）が必要となる場合は、第1項の規定により、道路管理者の承認を得て維持補修等を行うこととする。

8 天災、事故その他の事由により愛称の標示が損傷し、当該標示が判別不能となった場合、乙は、第1項の定めにより愛称を再度標示することができる。

9 甲が歩道橋の修繕工事（足場の仮設）等のため愛称を標示することができない場合又は判読できない状態となる場合があるので留意すること。この場合、契約料は、当該標示することができない期間を除外して算定することとする。また、当該期間に係る契約料を既に納入しているときは、乙は、当該期間に相当する契約料を第4条第2項に基づき算定のうえ、その金額の返還を請求することができるものとする。

10 甲の過失により標示が契約期間内に消去等（汚損を含む。）された場合における契約料の取扱いについては、前項の規定を準用する。

11 前3項その他乙の責に帰さない事由により、愛称の標示を取り外し、若しくは再度の標示を行い、又は清掃等を行う必要が生じた場合の取扱いについては、甲乙協議して決定するものとする。

（愛称の変更）

第6条 乙は、本契約の期間中、本件愛称を変更することはできない。

2 乙は、やむを得ない理由により愛称を変更しようとする場合は、あらかじめ甲と協議し、新たに使用する愛称及び変更の時期等について、甲の同意を得なければならない。

3 前項に定める変更に伴い要する一切の経費は、乙の負担とする。

(本契約の期間満了)

- 第7条 乙は、本契約の期間が満了する日（以下本条において「満了日」という。）の翌日以降において、本契約の効力を延長しようとするときは、満了日の6か月前までに、甲に対して必要な事項を通知するものとする。
- 2 前項の規定により契約を延長する場合、契約内容は、第4条各項の規定によるものとし、契約期間については、満了日の翌日から3年以内とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
  - 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が本契約の満了日の5か月前までに整わない場合は、満了日をもって終了する。
  - 4 前項の規定により本契約が終了する場合は、乙は、愛称の標示を取り外すなど、すみやかに歩道橋の原状を回復しなければならない。この場合の手続き、費用に関する取扱いは、第5条第1項及び第5項の規定を準用する。
  - 5 甲の指示による場合その他乙の責に帰しないと認められる場合を除き、乙が前項に定める原状回復を完了しない場合は、甲は乙に対して、第4条第2項で定める契約料に超過した期間の月数（1か月に満たない期間は1か月とみなす。）を掛けた金額を請求することができるものとする。この場合において、乙は甲の指定する日までに甲の請求する金額を支払わなければならない。
  - 6 前項に規定する場合において、甲は自ら歩道橋を原状回復することができる。この場合、甲は法第58条第1項の規定に基づき、その費用を乙に負担させることができる。

(知的財産権の無償使用)

- 第8条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。
- 2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

(損害賠償)

- 第9条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

- 第10条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙について法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が著しく困難であると判断したときは、本契約を解除することができる。
  - 3 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。
  - 4 甲は、歩道橋の改修、修繕その他維持管理等に関する工事のために必要な場合は、第3条に定める契約期間に拘わらず、本契約を解除することができるものとする。

5 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は当該解除の日を含む月の翌月以降の契約料の返還を請求することができるものとする。

6 第2項及び第4項の場合にあっては、第7条第4項の規定を準用する。

(有益費の放棄)

第11条 本契約が終了したとき（甲が前条に定める解除権を行使したときを含む。）は、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があった場合には、甲は第10条第1項に基づき契約を解除できる。

(疑義に関する協議)

第13条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第14条 本契約に関して紛争が生じた場合は、札幌市地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

(甲) 札幌市

代表者 札幌市長 秋元 克広

(乙) 住 所 札幌市〇〇区〇〇〇〇

氏 名